

横浜市政記者、横浜ラジオ・テレビ記者 各位

記者発表資料
平成17年8月4日
環境創造局
環境科学研究所
環境監視センター
担当課長 鈴木 671-3445
交通環境対策課
課長 山田 671-3825

平成16年度の交通騒音等の環境状況について

このたび、平成16年度の交通騒音・振動の測定結果がまとまりましたので、その概要についてお知らせいたします。

1 道路の騒音・振動

騒音の定点測定は24地点、調査依頼による測定は騒音を27地点、振動を16地点で行いました。

また、幹線道路沿道の騒音状況を広域的に把握する面的評価調査（道路端から50mの範囲にある住宅等の受ける騒音レベルを、実測値を基に減衰式を用いて算出し、環境基準に適合する住宅等の割合を算出するもの）を12路線について行いました。

○ 騒音の環境基準には、定点では8地点、市民からの調査依頼地点では8地点で適合していました。

定点のうち、昼間・夜間とも環境基準に不適合であった地点数は、平成12年度には17地点であったものが、13年度には11地点、14年度には9地点、15年度には6地点、16年度には7地点になるなど、減少しています。

面的評価調査については、16年度には東名高速道路、国道15号、保土ヶ谷バイパス等の延べ125kmについて実施しました。

その結果では、昼間・夜間ともに環境基準に適合した割合は62%でした。

○ 振動については、16地点すべてが要請限度以下となりました。

2 鉄道の騒音・振動

新幹線の定点測定は、24地点で行いました。

○ 騒音については、12地点（50%）が環境基準に適合しました。

長期的には改善しています。

- 振動については、全地点で環境省指針に適合しました。
長期的には改善しています。

3 航空機騒音

厚木基地に離発着する航空機の騒音の影響を把握するため、市内の3地点（緑区長津田小学校、瀬谷区相沢小学校、泉区東中田小学校）で常時測定しています。

- 航空機騒音の環境基準値である 70WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）に対し、3地点の最高値でも 61WECPNL であり、基準値を下まわりました。

※ 航空機騒音に係る環境基準は、70WECPNL

（飛行場に近接する大和市、海老名市、綾瀬市等、神奈川県知事が指定する地域に適用される基準であり、本市域には適用されません。）

- 経年的にはほぼ同レベルで推移しています。

（連絡先） 環境監視センター担当課長 鈴木 671-3445
交通環境対策課長 山田 671-3825

資料

平成16年度 交通騒音・振動の状況について

横浜市では、道路沿道、鉄道沿線での定点測定や市民からの調査依頼による測定、また、航空機騒音の常時測定も継続的に行っています。

平成16年度の測定結果は、次のとおりです。

1 道路交通騒音・振動

・騒音調査

毎年継続的に市内の国道や高速道路等の幹線道路沿道の24地点で測定を行っている定点調査と、市民からの調査依頼による測定を27地点、合計51地点で行いました。

定点調査の結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した地点が8地点（33％）でした。

調査依頼による結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した地点が8地点（30％）でした。

また、面的評価（道路端から50mまでの範囲にある住居等の受ける騒音レベルを実測値を基に減衰式を用いて算出し、環境基準に適合する戸数及びその割合を求めるもの）は、東名高速道路、国道15号、保土ヶ谷バイパス等12路線延べ125kmについて行いました。さらに近接空間（評価範囲のうち、道路端より20mまでの範囲、ただし車線数が2車線の場合は15m）についても同様な評価を行いました。

面的評価の結果では、昼間及び夜間ともに環境基準に適合した割合は62％でした。また、近接空間での昼間及び夜間ともに適合した割合は52％でした。

・振動調査

調査依頼による測定を16地点で行いましたが、要請限度を超えた地点はありませんでした。

表-1 (1) 定点における道路交通騒音の測定結果 (L_{Aeq})

測定場所	用途地域	道路名称	測定結果 dB(A)		区分 *
			昼間	夜間	
1 鶴見区生麦	商業	国道15号	70	70	B
2 旭区都岡町	二種住居	国道16号	68	66	B
3 青葉区しらとり台	準住居	国道246号	71	71	C
4 保土ヶ谷区峰岡町	一種住居	横浜新道	57	55	A
5 港南区日野	準工	横浜鎌倉線	72	69	B
6 緑区十日市場町	一種住居	東名高速道路	62	61	A
7 南区南太田	一種住居	首都高・狩場線	59	55	A
8 磯子区滝頭	近隣商業	国道16号	71	69	B
9 金沢区大道	近隣商業	原宿六浦線	71	70	B
10 中区新山下	準工	山下本牧磯子線	69	67	B
11 神奈川区羽沢町	無指定	第三京浜	68	65	A
12 神奈川区三ツ沢中町	近隣商業	国道1号	70	69	B
13 戸塚区品濃町	準住居	横浜新道	75	72	C
14 保土ヶ谷区新桜ヶ丘	一種住居	保土ヶ谷バイパス	69	67	B
15 磯子区峰町	無指定	横浜横須賀道路	69	64	A
16 港北区樽町	近隣商業	東京丸子横浜線	69	68	B
17 都筑区川和町	近隣商業	横浜上麻生線	70	64	A
18 瀬谷区瀬谷	二種住居	横浜厚木線	69	66	B
19 泉区中田北	準住居	横浜伊勢原線	65	65	A
20 鶴見区生麦	商業	国道15号	72	69	B
21 鶴見区下末吉	準工	国道1号	70	68	B
22 旭区矢指町	無指定	丸子中山茅ヶ崎線	73	71	C
23 金沢区能見台	一種中高	横横・金沢支線	61	57	A
24 都筑区平台	準工	新横浜元石川線	70	66	B

※ 区分 A : 環境基準以下の地点
 B : 環境基準を超えるが要請限度以下の地点
 C : 要請限度を超える地点

表-1 (2) 定点における道路交通騒音環境基準適合地点数の経年変化

年 度	9	10	11	12	13	14	15	16
測定地点数	23	24	24	25	24	24	24	24
昼夜間とも適合	3	5	5	6	8	10	8	8
昼間または夜間のいずれかが適合	4	3	3	2	5	5	10	9
昼夜間とも不適合	16	16	16	17	11	9	6	7

表-1 (3) -1 面的評価結果 (全体) 適合率：(%)

路線名	評価 道路長 (km)	住居等 戸数	昼夜間とも 環境基準適合		昼間 環境基準適合		夜間 環境基準適合	
			戸数	適合率	戸数	適合率	戸数	適合率
東名高速道路	13.0	4,139	3,126	75.5	3,481	84.1	3,126	75.5
国道15号	8.1	9,708	8,670	89.3	9,534	98.2	8,670	89.3

保土ヶ谷バイパス	9.7	2,012	1,189	59.1	1,466	72.9	1,189	59.1
国道246号	11.7	6,358	1,753	27.6	3,815	60.0	1,753	27.6
第三京浜	10.9	1,280	1,069	83.5	1,139	89.0	1,069	83.5
東京丸子横浜線	9.4	7,622	6,448	84.6	7,106	93.2	6,448	84.6
横浜上麻生線	21.7	8,737	6,376	73.0	7,490	85.7	6,377	73.0
横浜鎌倉線	11.0	7,835	3,248	41.5	5,194	66.3	3,248	41.5
丸子中山茅ヶ崎線	18.1	5,292	2,933	55.4	3,805	71.9	2,933	55.4
藤棚伊勢佐木線	2.2	2,899	1,690	58.3	2,125	73.3	1,690	58.3
山下本牧磯子線	7.3	5,107	1,684	33.0	2,797	54.8	1,684	33.0
保土ヶ谷宮元線	2.1	2,266	997	44.0	1,487	65.6	997	44.0
合計	125.2	63,255	39,183	61.9	49,439	78.2	39,184	61.9

表-1 (3) - 2 面的評価結果 (近接空間) 適合率：(%)

路線名	評価 道路長 (km)	住居等 戸数	昼夜間とも 環境基準適合		昼間 環境基準適合		夜間 環境基準適合	
			戸数	適合率	戸数	適合率	戸数	適合率
東名高速道路	13.0	965	601	62.3	698	72.3	601	62.3
国道15号	8.1	3,501	2,931	83.7	3,419	97.7	2,931	83.7
保土ヶ谷バイパス	9.7	470	287	61.1	348	74.0	287	61.1
国道246号	11.7	2,224	540	24.3	1,444	64.9	540	24.3
第三京浜	10.9	375	314	83.7	339	90.4	314	83.7
東京丸子横浜線	9.4	2,872	2,270	79.0	2,656	92.5	2,270	79.0
横浜上麻生線	21.7	4,256	2,910	68.4	3,473	81.6	2,910	68.4
横浜鎌倉線	11.0	3,933	1,055	26.8	2,112	53.7	1,055	26.8
丸子中山茅ヶ崎線	18.1	2,283	1,096	48.0	1,515	66.4	1,096	48.0
藤棚伊勢佐木線	2.2	1,289	538	41.7	773	60.0	538	41.7
山下本牧磯子線	7.3	2,365	510	21.6	887	37.5	510	21.6
保土ヶ谷宮元線	2.1	1,114	390	35.0	506	45.4	390	35.0
合計	125.2	25,647	13,442	52.4	18,170	70.8	13,442	52.4

表-2 調査依頼による道路交通騒音測定結果

測定場所	用途地域	道路名称	車線 数	測定結果 dB(A)		区分
				昼間	夜間	
1 青葉区美しが丘2丁目	二種中高	東名高速道路	6	65	65	B
2 " 荏田町	一種住居	東名高速道路	6	64	64	B
3 港南区日野8丁目	"	横浜横須賀道路	4	77	73 ‡	C
4 " 野庭町	準住居	横浜横須賀道路	4	69	64 ‡	A
5 保土ヶ谷区保土ヶ谷町	一種住居	国道1号	4	65	65 ‡	A
6 戸塚区戸塚町	"	国道1号	4	73	72 ‡	C
7 " 戸塚町	"	国道1号	6	73	71 ‡	C
8 栄区上郷町	一種低専	主=環状4号線	2	55	52	A
9 神奈川区羽沢町	一種中高	主=環状2号線	8	59	57	B
10 "	一種住居	主=環状2号線	7	62	57 ‡	A
11 "	"	主=環状2号線	6	59	54 ‡	A
12 中区打越	一種低専	主=横浜駅根岸線	4	70	67 ‡	B
13 保土ヶ谷区東川島町	一種住居	主=環状2号線	6	66	64 ‡	A

14	〃	〃	主=環状2号線	6	70	68	‡	B
15	〃	〃	主=環状2号線	6	70	69	‡	B
16	〃	〃	主=環状2号線	6	67	64	‡	A
17	保土ヶ谷区川島町	無指定	主=環状2号線	6	64	63		B
18	〃	一種低専	主=環状2号線	6	62	62		B
19	〃	〃	主=環状2号線	6	63	64		B
20	〃	〃	主=環状2号線	6	59	61		B
21	磯子区森2丁目	近隣商業	主=環状2号線	4	73	71	‡	C
22	戸塚区平戸町	準住居	主=環状2号線	7	71	69	‡	B
23	磯子区森1丁目	近隣商業	市道	4	68	65	‡	A
24	青葉区もみの木台	二種中高	市道	2	67	62		B
25	〃 荏子田3丁目	二種低専	市道	2	66	61		B
26	〃 すずき野	〃	市道	2	69	63		B
27	瀬谷区五貫目町	工業地域	市道	2	71	71		C

※ 区分 A：環境基準及び要請限度以下の地点

B：環境基準は超えるが要請限度以下の地点

C：環境基準及び要請限度を超える地点

‡：幹線交通を担う道路

* 主-：主要地方道（県道），主=：主要地方道（市道）

表-3 調査依頼による道路交通振動測定結果 一昼間-

L₁₀

測定場所	用途地域	道路名称	車線数	測定結果 dB	区分
1 青葉区さつきが丘	一種住居	東名高速道路	6	42	A
2 港北区小机町	〃	第三京浜	6	39	A
3 保土ヶ谷区保土ヶ谷町	〃	国道1号	4	59	C
4 神奈川区白幡東町	一種中高	主-東京丸子横浜線	2	50	B
5 中区小湊町	準住居	主=山下本牧磯子線	4	53	B
6 港南区下永谷6丁目	〃	主=環状2号線	6	37	A
7 磯子区森2丁目	近隣商業	主=環状2号線	4	43	A
8 戸塚区平戸町	準住居	主=環状2号線	6	51	B
9 鶴見区潮田町3丁目	近隣商業	市道	2	43	A
10 神奈川区新子安1丁目	一種住居	市道	2	40	A
11 旭区今宿1丁目	一種低専	市道	2	45	A
12 〃 笹野台3丁目	〃	市道	2	46	B
13 都筑区東山田4丁目	二種低専	市道	2	43	A
14 青葉区荏子田3丁目	〃	市道	2	35	A
15 〃 もみの木台	二種中高	市道	2	37	A
16 瀬谷区五貫目町	工業地域	市道	2	46	A

※ 区分 A：要請限度と比較して、その差が20dB以上の地点

B：要請限度と比較して、その差が10～19dBの地点

C：要請限度と比較して、その差が0～9dBの地点

* 主-：主要地方道（県道），主=：主要地方道（市道）

2 鉄道騒音・振動

(1) 新幹線

騒音・振動について、8 測線×3 地点の合計24地点で測定を行いました。

- ・騒音：12地点（50％）で環境基準に適合しました。
- ・振動：24地点（100％）で環境省指針値（70デシベル）に適合しました。

表-4 新幹線騒音の環境基準適合状況

軌道からの距離	住居系地域（環境基準 70 dB(A)）			商工業地域（環境基準 75 dB(A)）		
	適合数	不適合数	適合率（％）	適合数	不適合数	適合率（％）
12.5m	1	6	14.3	1	0	100
25 m	2	5	28.6	1	0	100
50 m	6	1	85.7	1	0	100
合計	9	12	42.9	3	0	100

表-5 新幹線振動の指針値（70dB）適合状況

軌道からの距離	適合数	不適合数	適合率（％）
12.5m	8	0	100
25 m	8	0	100
50 m	8	0	100
合計	24	0	100

表-6 新幹線騒音レベルの経年変化

単位：dB(A)

軌道からの距離	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
12.5m	77	75	76	76	76	77	75	74	74	73	73	74	74	73	75	74
25 m	75	73	74	73	73	74	72	72	71	70	71	70	70	70	71	71
50 m	70	68	68	68	68	69	67	67	67	65	65	66	65	64	65	65

表-7 新幹線振動レベルの経年変化

単位：dB

軌道からの距離	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
12.5m	66	67	66	66	67	67	67	66	66	64	63	64	63	64	63	62
25 m	61	62	62	63	63	63	62	63	62	61	60	60	60	60	59	59
50 m	58	58	58	58	58	58	57	57	57	57	56	56	55	55	54	53

(2) 在来線

在来線については、騒音、振動ともに環境基準等はありません。

- ・騒音：調査依頼等により、16地点で測定を行いました。その結果は46～92dB(A)でした。
- ・振動：調査依頼等により、18地点で測定を行いました。その結果は48～68dBでした。

表8 在来線の騒音及び振動の測定結果

番号	鉄道名	測定場所	鉄道構造	騒音レベル dB(A)	振動レベル dB
1 *	東海道線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	74	61
2 *	横須賀線	保土ヶ谷区岩崎町	盛土	84	64
3 *	横須賀線	鶴見区矢向	平坦	—	59
4 *	根岸線	中区根岸町	盛土	85	63
5 *	横浜線	緑区いぶき野	盛土	87	68
6 *	貨物線	鶴見区矢向	平坦	—	64
7 *	京浜急行線	鶴見区生麦	平坦	91	66
8	京浜急行線	神奈川区子安通	平坦	92	66
9	京浜急行線	神奈川区新町	盛土	81	53
10 *	京浜急行線	西区平沼	鉄桁	75	—
11 *	京浜急行線	西区平沼	鉄桁	75	—
12 *	東横線	港北区太尾町	盛土	87	60
13 *	東横線	神奈川区上反町	隧道	62	—
14 *	田園都市線	青葉区荏田北	平坦	81	54
15	相模鉄道線	旭区中希望ヶ丘	盛土	85	58
16 *	市営地下鉄線	港南区野庭町	切土	68	48
17 *	市営地下鉄線	港南区上永谷	隧道	—	54
18 *	市営地下鉄線	港南区上永谷	隧道	—	53
19 *	市営地下鉄線	神奈川区片倉	隧道	—	49
20 *	市営地下鉄線	港北区新羽町	隧道	46	65
21 *	市営地下鉄線	都筑区茅ヶ崎南	高架	66	51

* : 測定が上り側で行われたもの

騒音 : 原則として、上り下り合わせて測定した20本の上位10本のパワー平均

振動 : 原則として、上り下り合わせて測定した20本の上位10本の算術平均

3 航空機騒音

横浜市域は、「航空機騒音に係わる環境基準（70又は75WECPNL）」が適用されませんが、昭和53年5月から厚木基地に離発着する航空機の騒音を把握するため、市内3地点で常時監視を行っています。

平成16年度の測定結果は、58から61WECPNL（加重等価平均感覚騒音レベル）です。

また、経年的には、ほぼ同レベルで推移しています。

表-9 航空機騒音の経年変化 (WECPNL)

測定地点	H元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
緑区長津田小学校	59	60	61	61	61	62	61	61	58	60	60	59	59	60	60	59
瀬谷区相沢小学校	59	59	61	60	61	61	61	60	61	61	60	59	59	59	61	61
泉区東中田小学校	59	59	61	59	58	59	58	58	58	57	57	58	63	61	59	58

○ 道路騒音の環境基準・要請限度及び振動の要請限度

1 騒音の環境基準（道路に面する地域）

(L_{Aeq} : 等価騒音レベル)

地域の区分	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
70 デシベル以下	65 デシベル以下

「幹線交通を担う道路」：高速自動車国道、一般国道及び都道府県道並びに4車線以上の市町村道をいう。

2 騒音の要請限度

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度

(L_{Aeq} : 等価騒音レベル)

地域の区分	昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～午前6時)
1 a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
2 a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
3 b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する地域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、特例として昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。

* 地域の類型、区域区分

環境基準の地域の類型	騒音規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
A 地域	a 区域	第1種低層住居専用地域
		第2種低層住居専用地域
		第1種中高層住居専用地域
		第2種中高層住居専用地域
B 地域	b 区域	第1種住居地域
		第2種住居地域
		準住居地域、無指定
C 地域	c 区域	近隣商業地域、商業地域
		準工業地域、工業地域

<自動車騒音の限度>

騒音規制法第17条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しくそこなわれると認めるときは、市長は公安委員会に対し、道路交通法による規制措置をとるよう要請することができ、また、道路管理者又は関係行政機関の長に対して、自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、意見を述べることができる。

3 振動の要請限度

振動規制法第16条第1項に基づく道路交通振動の限度

(昭和51年11月10日 総理府令第58号、振動規制法施行規則別表第2)

	昼 間 (午前8時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前8時)
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル

* 区域の区分

振動規制法の区域区分	都市計画法による用途地域
第 1 種 区 域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、無指定
第 2 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

<道路交通振動の限度>

振動規制法第16条第1項の規定により、この限度を超えて周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は道路管理者に道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。

○ 新幹線騒音の環境基準及び振動の指針値

1 騒音の環境基準

地域の類型	都市計画法による用途地域	基準値
I	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域	70 dB
	第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域	
	第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域	
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	75 dB

2 新幹線鉄道振動の指針値

- (1) 70 dB を超える地域について、緊急に振動源及び障害防止対策を講じること。
- (2) 病院、学校その他特に静穏の保持を要する施設の存する地域については、特段の配慮をするとともに、可及的速やかに措置をとること。